

平成30年度 第2回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成30年11月15日（木） 午前10時00分～
- 2 開催場所 練馬区役所本庁舎庁議室
- 3 出席者  
委員 明円委員、榎本委員、菊池委員  
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、施設整備課長、機械担当係長、建設担当係長、学務施設係長、道路公園課長、街路灯係長、道路設計係長、工事係長、計画課長、学務課長、学校情報化推進係長、管理係長、情報政策課長、情報システム係長、環境課長、高齢者支援課管理係長

4 議事

- (1) 前回議事録の確認（資料1）
- (2) 審議案件  
平成30年度前期入札案件の参加資格設定経過等について
  - ・ 審議案件（抽出案件一覧）（資料2）
  - ・ 工事契約一覧（資料3）
  - ・ 物品契約一覧（資料4）
  - ・ 委託等契約一覧（資料5）
  - ・ 設計・測量等契約一覧（資料6）
- (3) 報告事項  
平成30年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について
  - ・ 平成30年度前期契約件数等（資料7）
  - ・ 平成30年度工事等の入札不調一覧（資料8）
  - ・ 指名停止措置等について（資料9）
- (4) その他  
次回開催日程について

5 会議の内容

■ 前回議事概要  
→ 全委員了承

■ 審議

当番委員が抽出理由を説明

- 案件1  
街路灯新設改良工事（その1）（単価契約）  
街路灯省エネルギー化改修工事

**（事務局）**

一つ目の街路灯新設改良工事は、区民からの要望に基づき、夜間における交通安全および歩行者の安全確保ならびに犯罪の防止を目的とし、街路灯の新設および既存街路灯の移設および照明器具のみの交換修を行うものである。

なお、本件工事は、小規模かつ点在する工事箇所への迅速な対応を図る必要があることから、単価契約としている。

二つ目の街路灯省エネルギー化改修工事は、水銀に関する水俣条約への対応と省エネルギー化を図るため、水銀灯ランプを使用した街路灯を平成34年度までにLED型の街路灯へ交換する改修計画に基づき実施しているものである。

なお、今年度は計画に基づき、既に10件（その10まで）の工事を発注済みである。

二つの街路灯工事の違いとして、街路灯新設改良工事は、交通の安全確保や防犯対策を図るために緊急的に工事を行う必要があるのに対し、街路灯省エネルギー化改修工事は、水銀のリスクに対する対策を推進するため、計画的に工事をおこなっていることなどが挙げられる。

**（委員）**

省エネルギー化改修工事は、計画的であるが、場合によっては新設改良工事の中でも、街路灯の省エネルギー化改修工事に見合うものが含まれる場合があるのか。

**（道路公園課長）**

既存の道路の部分の照明を取りかえるという形が省エネルギー化工事である。その地域から路線で暗いといった要望があったときに、状況を調べた上で新たに設置する場合は、当然LEDを設置することがありうる。

**（委員）**

地域の要望によって改良する場合も、同様の取り扱いになるのか。

**（道路公園課長）**

その通りである。

**（委員）**

新設する工事を担当する業者と、省エネルギー化を担当する業者は、取り扱い分野で、工事業者を区別するのか。

**（道路公園課長）**

基本的には同じ電気事業者である。

**（委員）**

スワキ電機と菊池電気と2者に分かれているが、1者が全部を担当することも可能なの

か。

**（道路公園課長）**

それぞれ内容が異なるため、その内容に応じて入札している。また、入札時には制約もある。

**（経理用地課長）**

それぞれ入札を行っているので、場合によっては同じ業者が落とす可能性ある。ただ、現実には、両方を一つの業者が取るとは施工の体系等を考えると厳しいと想定される。

**（委員）**

新設改良（その1）とあるが、順次必要に応じて（その2）（その3）の工事発注がされるのか。

**（道路公園課長）**

その通りである。

**（委員）**

施工期間が7月31日である場合、7月31日までは（その1）の業者が全てを行うのか。

**（道路公園課長）**

大体1回につき3件程度の工事を発注している。年間で約3回をめぐりに発注している。

**（事務局）**

（その1）から（その3）までの3件については、4か月おきに時期をずらして発注している。単価契約のため、その都度の単価を反映させるため、4か月おきとしている。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**●案件2**

**路面改良工事（その1）～（その13）**

本件は、路面の損傷により交通上支障をきたしている箇所を補修し、安全な通行を確保するために行う工事である。

今回の審議案件は、平成30年度上半期の契約案件から抽出しているため、その1から13までであるが、本工事は年間を通して行っているため、平成29年度は20件の発注を行っている。

このように発注件数が多く、年間をとおして工事を行っている理由としては、道路の状

態に関する区民からの情報や、土木出張所の道路点検により、工事が必要な場所を随時選定していることが挙げられる。

制限付き一般競争入札を行ったのが、（その1）から（その10）までの10件、施工能力等審査型総合評価方式により入札を実施したものが、（その11）から（その13）までの3件である。

練馬区建設工事の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格1億円以上の路面改良工事（その3）については、共同運営格付けがAまたはBランクの区内事業者を対象とした。

予定価格5,000万円以上1億円未満の（その1）、（その2）、（その4）、（その6）、（その8）、（その9）、（その11）および（その12）の8件については、共同運営格付けがA、BまたはCランクの区内事業者を対象とした。

予定価格3,000万円以上5,000万円未満の残り4件については、共同運営格付けがBまたはCランクの区内事業者を対象とした。

開札の結果、記載の事業者がそれぞれの案件を落札したものである。落札率、入札参加申込者数等についてはお目通しいただきたい。

（委員）

前期で13件であれば、後期もまた同様に発注するのか。

（道路公園課長）

発注の方法は、同じ形態で行う予定である。今年度の件数は、残り5件程度である。

（委員）

路線ごとに区民の要望、点検の結果で順次発注していくのか。

（道路公園課長）

区民要望を集約した上で、事業者の工事等の調整を考慮し、発注順序を決めている。

（委員）

路線で発注しているが、それはある程度まとめていないのか。

（道路公園課長）

それぞれ施工予定場所の交通量、地域の状況、近隣との関係を見きわめながら一定の路線という形で工事を発注している。

（委員）

計画的に順次発注するのではなく、要望を受けて必要に応じて発注するのか。

（道路公園課長）

その通りである。

**（委員）**

要望や区の点検に基づいて行うものであるが、修繕の要望が多く寄せられる可能性がある。実施するものと実施しないものとの判断する基準はあるのか。

**（道路公園課長）**

道路の状況の緊急性、予算の状況などを踏まえた上で検討する。

**（委員）**

優先順位を独自に見積もるのか。実際の発注までの期間は、どのくらいか。

**（道路公園課長）**

状況にもよるが、陳情や出張所からの情報、現場調査、場合によっては舗装の状態を実際に掘って調査することもある。半年、1年を要することもある。

**（委員）**

（その1）から（その13）までであるが、入札価格が非常に接近している。同一の入札価格も幾つかあり、くじで落札業者を決定している。あるいは、100円単位でしか変わらないものがある。数千万円という価格の入札で、金額が接近することは、道路工事では頻繁に起こるのか。

**（道路公園課長）**

この13件については、工事内容がそれぞれ異なるが、技術的な部分については似通っている。そのため、案件ごとの応札価格を見ると価格が接近している事業者が出てくとも考えられる。

**（委員）**

道路工事においては、入札価格が接近することは、間々起こり得るのか。

**（経理用地課長）**

路面改良工事は、工事をする範囲はそれぞれ違うが、やる中身自体はそれほど変わらない工事になる。

予定価格を公表している中で、積算した上で入札していただくことが大前提であるが、それぞれ事業者は最低制限価格をある程度想定した上で札を入れるということが間々ある。

その結果、最低制限価格付近に集まるため、似たような金額の札が入ると想定される。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

●案件3

練馬区立武石少年自然の家（本館）給水管等改修工事（Ⅱ期）

練馬区立武石少年自然の家（本館）給水管等改修に伴う建築工事（Ⅱ期）

（事務局）

設置後約40年が経過した給水設備が老朽化していることから、武石少年自然の家の各階廊下の流し、受水槽、床暖房用ボイラー等の改修を行うものである。

一つ目の案件の発注にあたり、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行うこととしたが、本件は長野県上田市の区立施設の改修工事であることから、区内事業所に加え長野県内に本店を有する事業者の入札参加も認めている。

入札には区内の事業者2者から参加申請があり、開札の結果、1者が辞退したことから、予定価格以内、最低制限価格以上で札をいれた株式会社小林工業所が、3,070万円（税込3,156千円）、落札率99.93%で落札したものである。

二つ目の案件の発注にあたり、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行うこととしたが、給水管等改修工事と同様、区内の事業所に加え長野県内に本店を有する事業者の入札参加も認めている。

入札には、長野県上田市の事業者2者から参加申請があり、開札の結果、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い価格で札をいれた北澤土建株式会社が1,925万円（税込2,79万円）、落札率98.61%で落札したものである。

本案件のように遠隔地の工事案件は、区内事業者に敬遠される場合があるため、区内事業者限定で発注を行うのではなく、現地の事業者も参加可能な入札条件とするなど、案件ごとに適切な方法により発注をしている。

（委員）

この入札案件の公告の方法について教えてほしい。

（事務局）

長野県に本店を有する事業者にも、共同運営上の入札参加資格を有している事業者がいるため、通常どおり共同運営を通して公告を行ったものである。

公告を見ない可能性もあるため、事前に発注予定を告知する場合もある。

（委員）

通常で考えると、人件費、資材の調達等で、現地の業者が行うことが一番適切ではないかと思われる。入札参加条件等の事情を聞くと、区内事業者が受注をしたがらない状況であるとなかなか難しくなる。

一方は区内業者の給排水衛生設備で、もう一方は区外の地元の業者である。この場合の作業の連携というのは順調に行われているのか。

（施設整備課長）

本件工事はⅡ期工事であり、Ⅰ期工事を建築と給排水設備とも同じ業者が行っているた

め、連携はとれている。

（委員）

I 期工事は、同一業者なのか。

II 期工事も入札の結果、同一業者であるのか。

（事務局）

その通りである。

（経理用地課長）

入札で同一業者が落札したが、実際に現地で定例の打ち合わせを行っていると思うがいかがか。

（施設整備課長）

現地で定例打合せを設けて、連携が取れるようにしている。

（経理用地課長）

I 期工事の時期はいつか。

（事務局）

I 期工事は、契約日が平成29年8月8日、工事期間が平成29年8月9日から平成30年1月31日までである。

（委員）

入札に係る区の積算の方法は、区内業者が現地に行くということで積算をするのか、現地で資材等を調達する想定で現地の価格で積算するのか。

（施設整備課長）

長野県の業者が落札する可能性がある案件であるため、交通費は特に積算していない。また、区内業者が落札することも想定しているので、予定価格は適切に積算している。

#### ★委員会最終意見

適正に執行されている。

#### ●案件4

練馬区立開進第三小学校塀改修工事

（事務局）

本年6月18日の大阪府北部を震源とする地震によりブロック塀等が倒壊し死傷者が発

生したことから、区では区立小中学校等のブロック塀等の緊急安全点検調査を行った。その結果、ブロック塀等の撤去・改修工事を行う必要があるものが確認された。

本件は、そのうち、ブロック塀の老朽化が著しいことから、撤去・改修を行うこととしたものである。

なお、建築基準法施行令の概要は、資料をご覧いただきたい。

塀の高さ、厚さ、控え壁の有無等が規定されており、これらに違反すると建築基準法違反となる。

予定価格が1千万円以上2千万円未満の建築工事のため、共同運営格付がC、DまたはEランクの区内事業者を対象に制限付き一般競争入札を行った。

入札には7者から参加申請があり、開札の結果、6者が辞退、残る1者が11,157,000円（税込1,249,560円）、落札率は100%で落札したものである。

次に100%の落札率となった理由である。予定価格を事前に公表している案件については、1者が予定価格と同額で入札し、他者が辞退をすると本案件のように100%の落札率となることがある。

辞退した6者のうち、辞退理由が判明しているは4者で、2者が技術者不足で、残り2者が予定価格超過を辞退理由としている。

予定価格超過の理由は、改修対象が道路境界沿いのブロック塀であることから、工事にあたっては警察や道路管理者と協議を行い、歩行者や車の安全を確保しながらブロック塀を撤去し、新たな目隠しフェンス等を設置することになる。そのため工事のスケジュールや仮設費を厳しく見込んだ業者は、積算金額が予定価格に収まらなかったものと考えられる。

#### （委員）

予定価格を超過した業者が辞退になったが、積算は非常に厳しいのか。

#### （施設整備課長）

予定価格については適切に積算されていると考えている。

#### （委員）

7者のうち6者が辞退することは、通常入札であり得るのか。

#### （事務局）

積算が予定価格におさまらなかった以外に、この工事の後に、業者にとって利益が見込める、もしくは工事しやすい案件があると、この入札を控えて、その後に入札に参加する場合がある。

本案件も、この後に、9月21日に石神井西小学校のプールの改修工事があり、うち2者は、そちらに応札している。

入札の予定を見ながら応札するか、辞退するかを事業者それぞれが判断していると思われる。



**（委員）**

これは、ブロックを撤去し、鉄板を設置する工事であるのか。

**（施設整備課長）**

児童・生徒が行くところは、目隠しフェンスをつける。東面と南面の一部はごく狭い通路になっていて、児童・生徒は入らない。そこはメッシュフェンスとしている。

**（委員）**

ブロックを撤去して、またブロックを設置するわけではないのか。

**（施設整備課長）**

その通りである。軽量なものを設置する。

**（委員）**

今回は、開進第三小学校の案件だが、類似工事の数としては多いのか。

**（施設整備課長）**

現在、多くのブロック塀の改修工事を発注している。

**（施設管理課長）**

今回、地震によりブロック塀が倒れ、児童が亡くなる事故があり、区においても、区立施設の緊急調査を実施した。

特に学校の道路側は、既に緊急工事として幾つか撤去している物件がある。

また、区立施設についても、道路側で一部撤去したものがある。

設計を進めて来年工事予定の物件もある。区としては基本的にはコンクリートブロックは撤去し、新しくフェンス等を設置する方向で進めている。

**（委員）**

どの工事でも道路に面したところが中心になると考えられる。その場合、警察その他道路管理者との協議というのは必ず共通で発生すると予想される。応札は1者のみであったが、ほかの工事でも、業者数が少ない、または1者も応札してこない可能性も金額によってはあり得るのか。

**（施設管理課長）**

昨今、全国的にブロック塀からフェンスに取りかえる動きがあり、その材料の需要が非常に高まって、一部品薄という状況であった。大分、今は落ちついている状況である。

工事の際には、隣地の関係があり、すぐに工事ができない例もある。基本的には、区として、塀の安全を確保できるように努めている。

**（経理用地課長）**

今年度は、緊急工事で行っている案件が多くある。

特に道路に面しているところで、建築基準法を満たしていない場合には、緊急工事として実施している。その場合は、入札ではなく、あらかじめ学校の近隣の事業者と交渉した上で、その事業者を指定する特命随意契約という形で契約をしている。このような方法で緊急性の高い案件については事業者を確保しているものもある。

**（委員）**

入札案件とは離れるが、区の考え方としてブロック塀をこれからも設置するのか、廃止の方向なのかを確認したい。

**（施設管理課長）**

基本的にはフェンスとし、目隠しが必要であれば目隠しフェンスとする。その方向で改修する場合は取り組んでいる。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**●案件5**

平成30年度練馬区学校・幼稚園事務用プリンタのインクカートリッジおよびメンテナンスボックスの購入（単価契約）

平成30年度事務用プリンタのインクカートリッジおよび廃インクボックスの購入（単価契約）

**（事務局）**

一つ目の案件は、区立小中学校および区立幼稚園に配備されているインクジェットプリンタ 199 台で使用するインクカートリッジ等の消耗品を購入するものである。

購入にあたっては、インクの色別等による単価が複数となることから、各単価に予定数量を乗じた総額での見積額を提示させる見積り合わせによる競争を実施した。

練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、300 万円以上 1 千万円未満の案件であるため、6 者を指名したものである。

見積り合わせの結果、3 者が辞退、3 者が応札し、予定価格以内で最も低い価格を提示した富士電機 I T ソリューション株式会社を契約事業者としたものである。

当該事業者が提示したインクの色別等の単価は、資料をお目通しいただきたい。

二つ目の案件は、区役所庁舎内および出先施設に配備されているインクジェットプリンタ 380 台で使用するインクカートリッジ等の消耗品を購入するものである。

購入にあたっては、株式会社アクトを指定する特命随意契約とした。

当該事業者から購入するインクの色別等の単価は、資料をお目通しいただきたい。

平成 28 年 10 月に本件事務用プリンタを更新するにあたり、通常は別々に入札を行う事務用プリンタの構築、機器賃貸借、インクカートリッジ等消耗品購入の経費、これら 3 つの案件に係る 5 年分の経費の合計額で見積り合わせを行い、株式会社アクトを契約事業者と

したものである。

5年分の経費の合計額で見積合わせを行った理由は、通常の方法で事務用プリンタ等機器調達の入札を最初に行うと、その時点でインクカートリッジ等の消耗品も当該機器メーカーの製品に確定してしまう。そのため、その後にインクカートリッジ等購入の入札を行ったとしても、競争性を確保することが困難になると考えたためである。

事務用プリンタ等の機器は5年間もの長期に渡り使用することから、インクカートリッジ等消耗品のコストを5年間据え置くことで、事務用プリンタの構築、機器賃貸借、インクカートリッジ等消耗品の購入、これら3つのトータルコストを抑えることを試行的に行っているものである。

したがって、本件は、平成28年10月に見積合わせを行った際、当該事業者が提示した金額でインクカートリッジ等消耗品の購入を5年間据え置きで購入することを区、当該事業者の双方が覚書により合意したため、特命随意契約を行っているものである。

#### （委員）

見積り合わせの単価と5年間契約したインク等の単価を比較した場合、当然5年間で契約したアクトの方が長期にわたるので、価格的には幾らか低価格であると想定される。

#### （事務局）

資料をご確認いただきたい。

例えば、見積り合わせにより購入した1番の黒のインクカートリッジの単価は、5,750円である。対して5年間価格据え置きのアクトから調達した黒のインクカートリッジの単価は、6,330円である。

それぞれ各項目、同一の製品ではあるが、アクトから調達しているものは約1割ほど高い金額で調達している。

もともとは、試行的に5年間のトータルコストで見て、コストを抑えられるかどうかの観点で検証するとなると、現在のインクカートリッジは高めの調達になるが、5年間トータルで見るという結果については、今現在では検証ができていない。5年後に検証することになる。

#### （委員）

それぞれ何年間の縛りで契約を行うかにより、価格が落ちつくようであれば、学校・幼稚園についても同様な方法をとれば良いが、割高になるのであれば、この5年間の施行の方法が適切かどうかを考える必要がある。これは、先でないと答えが出ないものではあるが、現時点ではどう考えているか。

#### （情報政策課長）

本案件は、平成28年度のもので、学務課の調達と情報政策課の調達とでは配送先の違いなどがある。

例えば学校から、発注をかけた場合、各学校に配送してもらうことになる。学校であれば約101拠点だが、情報政策課になると、区役所はじめ約250拠点となる。各拠点への配送

は、ほぼ毎日発生する。

入札の際は、長期で見ると安くなるというよりも、価格が上がったときに、それにつられて、消耗品が高くなることを避けることが目的である。主にIT機器は、機器自体の価格が安く、つまり賃借が安く、消耗品代で儲けるといえるものであるため、消耗品代の上昇値を考えた場合に、5年間で一定に据え置いた方が有利だろうと考えたものである。

当初の28年度の入札をかけた際に、そのときの相場のインクの価格に近い価格で応札してくるだろうという発想があった。

消耗品の価格が上がることを抑えたいという意図で覚書を取り交わしたものである。

ローンの固定相場か変動相場のようなものであるかと思うが、業者としては、ある程度の価格の値上がりも含めて価格を設定している可能性もある。

それらを踏まえ、次の調達に向けていろいろと検証する必要があると考えている。

#### （委員）

プリンタなどの技術は、日進月歩で新しいもの次々と出てくる。古いものは、不便になることが考えられるため、5年間の契約が適切なのかを検証していただきたい。

それぞれの製品を比較すると、製品番号も全て色も一致しているので、片方の値段が低いのであれば、「なぜ、高いのか」という印象を受ける。これからの契約をどうするか検討いただきたい。

#### （総務部長）

当初の狙いとしては、総経費を抑制するというものである。

狙いとしてはよかったが、今のところ、結果がはっきりとは出ていない。いずれにしても5年間の結果、配送拠点の考え方が有効であったかどうかを含めて、分析・検証したい。

次回は改めて、同じ方式で実施するか、違った方式で実施するかを考えたい。

5年間の話は、機器自体が5年リースであり、同じ製品でもあるので、同じ型番のインクカートリッジを異なる価格で購入することはやむを得ないものと考えている。

今後の経過を見ながら検討していきたい。

#### （委員）

5年間の縛りが適切かどうかについては、これから検証しなくてはならない問題もあるが、入札の手続には問題ないとする。価格も含めて競争性を高めるということが重要な点であるので、今後の入札条件や指名方法の条件については、十分検討されたい。

#### ★委員会最終意見

適正に執行されている。

#### ●案件6

関区民センターほか55か所で使用する電気の調達（単価契約）

練馬区立旭丘小学校ほか27か所で使用する電気の調達（単価契約）

練馬区立石神井小学校ほか25か所で使用する電気の調達（単価契約）

練馬区立旭丘中学校ほか28か所で使用する電気の調達（単価契約）

**（事務局）**

本件は、電力の小売自由化に伴い、電力の調達先が多様化したことから、区立施設および小中学校の電力を競争入札により調達するものである。調達にあたっては、基本料金や電力量料金などの単価が複数となることから、各単価に予定数量を乗じた総額での見積額を提示させる見積合わせを実施した。

なお、見積合わせによる電力の調達は平成24年度から実施している。

見積合わせの結果、関区民センターほか55か所で使用する電気の調達外3件全ての案件に7者から参加申請があり、全ての案件で、予定価格（推定限度額）以内で最も低い価格を提示した東京電力エナジーパートナー（株）を契約事業者としたものである。

電力の調達を4件に分けて発注している理由については、一般電気事業者の東京電力エナジーパートナーに比べ、新電力と呼ばれる新たに電気の小売事業に参入した事業者は、電力の調達量に余裕がないため、電力供給量が大きすぎると供給が追い付かなくなる場合がある。

このため、全ての施設をまとめて入札を実施したとしても、新電力から敬遠される可能性がある。区では、複数の新電力から聞き取りを行い、新電力が入札に参加しやすい契約電力は3,000kw程度であると考えたものである。

そのため、予定契約電力が3,000kw前後となるように施設をグループ化して発注を行っているものである。

**（委員）**

4件の件名で発注しているが、これは前年度、前々年度と同じ分割の発注方法なのか。

**（事務局）**

平成24年度から新電力を含めて入札を行っているが、平成24年度は、区立施設1件で単独ですが、それ以外の3件は、学校で全てまとめた形で発注をしたため、件名もそのグループに沿うような形である。

平成25年度から今のグループ分けで発注をしているので、件名では平成25年度からは4グループを同じ件名で発注している。

**（委員）**

平成25年度以降の契約者は、東電のエナジーパートナーが多いか。

**（経理用地課長）**

平成29・30年度は、東京電力エナジーパートナーが4件とも落札しているが、平成25年度にさかのぼると、伊藤忠エネクス株式会社が1件、残り3件を株式会社エネットが落札している。4件全て同じではなく、別の業者が落札しているという経過がある。

平成26年度は株式会社エネットが4件落札している。平成27年度は、また別の会社でF

－Powerという事業者が4件一括して落札している。

平成28年度は、エナジーパートナーの前身である東京電力株式会社が3件落札しているが、株式会社エネットが4件のうち1件を落札している。平成29・30年度は、東京電力が4件落札しているが、平成25年度以降の入札の経過から、事業者が同じではなく変わっていること、4件のうち全部ではなく、落札業者が2業者に分かれていること、このことから入札における競争性は働いていると考えている。

**（委員）**

競争性を高めて、安価で安定した電力を供給してもらう目的であったが、最終的には東京電力に集約されるのではないかと、競争性が働かなくなるのではないかと懸念がある。その点についてどうか。

**（経理用地課長）**

過去のケースではいろいろと事業者が変わっている。

確かに平成29・30年度は、4件とも東京電力が落札している。今後の入札の経過を見て、この状態が長く続くのであれば、何らかの検証の必要性が出てくると考えている。

**（委員）**

辞退、不参加が何者かあるが、辞退の理由は何か聞いているのか。

**（事務局）**

電気の供給についての契約は年度単位であるので、おおよそ2月過ぎに入札を行い、4月1日から供給を開始するスケジュールで行う。辞退理由は、電気の供給開始に間に合わない、ほかに需要があるので、そちらに電気を回さなければいけない、採算が合わないという理由である。

**（委員）**

4件に区切って入札を行う理由が、新電力の供給電力量と言われる能力の関係により、全部を総合して行うことは難しい業者が出てくるという説明であったが、東京電力エナジーパートナーと丸紅新電力と株式会社エネットは、少なくともこのうちの三つには入札している。

同じ事業者が複数の案件に応札していることは、全てを賄える業者が3業者はあると思われる。電力会社によっては電気の供給能力との関係であると聞いているが、その説明が成り立つのかどうかを確認したい。

**（事務局）**

電気の供給量のほかに、負荷率という考え方がある。

例えば24時間営業しているコンビニなどは、24時間365日同じ電力量を使うので、負荷率が高い。ここにはなかなか新電力が参入できない。24時間365日安定した電気を供給しなければいけないという点で、負荷率の高いところは敬遠される。

逆に、学校や区立施設は、夜間は開いていないので、電気の使い方にメリハリがある。新電力は電力のピーク時だけ担保できれば、あとは電力の供給が減るので、負荷率、採算性、供給能力で事業者が勘案する。

施設数では供給可能な事業者はほかにもいる可能性がある。負荷率という点では、多くの事業者が参入できるわけではない。今回の入札に参加したところは7者であるが、供給量や負荷率を勘案して、3業者は応札が可能であるという判断をしたものと想定される。

**（経理用地課長）**

補足させていただきたい。

例えば、今年度の参加事業者の日立造船株式会社は、4件のうち2件に応札しているので、確かに4件全件に応札している3者であれば、3者は体系として実施が可能であると想定されるが、それ以外の一つや二つであれば実施可能であるという事業者が、例えば日立造船である。

過去の入札の経過から4件全部ではなく、そのうちの2件や3件という一部について応札している事業者がいる。分けたことにより入札に参加できる事業者の数自体は増えている。

**（委員）**

全部まとめた場合に料金を下げるサービスはないのか。

**（環境課長）**

大きな電力を供給できるのは、大きな電力会社しかない。

平成24年の入札経過から、まとめたときの方が、契約単価が高いという状況が見てとれる。

分けて発注し、競争性を高めることで、大きい電力会社もそれに合わせて競争に勝てるような金額で応札していると経過から判断できる。小口の3,000kW程度を供給できる会社が参加できることにより、経済性、競争性が担保されていると考える。

**（委員）**

最終的に東京電力に集約されていく恐れがある。新電力を利用しよう、活用しようという考え方が東京電力に集約されることで変わってしまうのではないかと懸念があり、案件に挙げたが、入札手続そのものに問題はない。今後は契約の適正化ということが問題となる。その点については十分、注意を払っていただきたい。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**●案件7**

練馬区地域包括支援センターシステムの再構築等業務委託

平成30年度練馬区地域包括支援センターシステム機器の保守委託  
練馬区地域包括支援センターシステム機器等の再々リース（その1）  
練馬区地域包括支援センターシステムの設定変更作業委託

**（事務局）**

地域包括支援センターとは、高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口で、区内に25か所設置し、そこでは、保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が、介護や介護予防に関する相談に応じるほか、区の高齢者サービスや介護保険の要介護認定の申請受付などの業務を行っている。

これらの業務を円滑に行うため、相談記録やサービスの給付記録などの個人情報を一元的に管理するために構築されたものが練馬区地域包括支援センターシステムである。システムは、ソフトウェア、サーバーおよびクライアント用端末等の機器で構成し、蓄積された情報は、ネットワークを介して共有する。

現行システムは平成24年度に更新を行い、運用開始から既に5年以上が経過しており、改めてシステムの更新を行う必要が生じた。このことから、平成30年12月に更新を行うため、本年4月からシステム再構築の作業を行っているものである。

本件は、日本事務器株式会社首都圏支社を指定する特命随意契約を行った。

指定理由は、業者指定理由書をご覧いただきたい。平成30年1月にプロポーザル方式による業者選定の結果、日本事務器株式会社首都圏支社を契約優先候補者としたものである。

プロポーザルには、当該事業者の他、1者の申し込みがあったが、当該事業者が最高得点であった。プロポーザルの評価結果は、資料をお目通しいただきたい。

なお、プロポーザル方式とは、高度な専門性を必要とするものなど、価格のみによる競争では不十分な案件、または馴染まない案件について、事業者から提案を募り、企画力、技術力、実績等の評価に基づき事業者を選定する方法で、特命随意契約の一種である。

平成30年度練馬区地域包括支援センターシステム機器の保守委託は、日本事務器株式会社首都圏支社を指定する特命随意契約を行った。

指定理由は、業者指定理由書をご覧いただきたい。当該事業者は、平成24年度から運用を開始している現行システムを構築した事業者であり、ソフトウェアおよび機器等で構成されるシステムの保守を一体的に行える唯一の事業者であるとしたものである。

練馬区地域包括支援センターシステム機器等の再々リース（その1）は、日通商事株式会社東京支店を指定する特命随意契約を行った。

指定理由は、業者指定理由書をご覧いただきたい。地域包括支援センターシステム機器等は、平成29年9月に60か月のリース期間が満了したが、平成30年3月まで再リースを行うため、当該事業者を指定する特命随意契約を行った。

その後、平成30年12月にシステム更新を行うことから、更新を行うまでは、現行システムを引き続き使用することとした。

また、当該事業者から再々リースを受けることで、低廉な経費でシステムを運用できることから、平成30年度においても当該事業者を指定する特命随意契約を行ったものです。

なお、本件は、機器の保守を含まないファイナンスリースの契約としているものである。



練馬区地域包括支援センターシステムの設定変更作業委託は、日本事務器株式会社首都圏支社を指定する特命随意契約を行った。

指定理由は、業者指定理由書をご覧ください。本件は、介護保険法改正によるシステム改修、地域包括支援センターの新設に伴う増設端末の設定およびシステムの設定変更など、現行システムの改修やシステムの拡大に伴う業務を委託するものであり、現行システムを構築した当該事業者がシステムの改修等を行える唯一の事業者であるとしたものである。

以上、4件については、システムの再構築1件と現行システムの運用に係る3件の契約に分かれており、さらに現行システムの3件については、機器を含めたシステム保守、機器のリース等、内容ごとに契約を行っているものである。

**（委員）**

支援センターのシステムを当初構築したときから構築等業務委託等については、日本事務器。リースは、当初から日通商事であるのか。

**（高齢者支援課管理係長）**

本システムについては、構築時より、日本事務器が開発および運用保守を担っている。

**（委員）**

構築以降は特命随契ということか。

**（高齢者支援課管理係長）**

平成18年度に地域包括支援センターが創設され、その後、一度システムの更新を行っている。今回はその2回目の更新で、改めてプロポーザルを実施したところ、日本事務器が選定されたという経過である。

**（委員）**

プロポーザルで別の業者が入る可能性もあったのか。

**（高齢者支援課管理係長）**

もう1者、BSNアイネットと比較評価し、特に大きく差がついたのは導入実績である。日本事務器が10点のところを、もう1者のところは2点。この差により日本事務器が選定された。

**（委員）**

その評価は、区の職員が実施したのか。

**（高齢者支援課管理係長）**

区の管理職で構成する選定委員会で評価した。

**（委員）**

再構築の業務委託の前に、通常の保守委託があり、それとあわせて設定変更作業があるが、これは一括して発注することは可能なのか。

**（高齢者支援課管理係長）**

地域包括支援センターですが、昨年度までは練馬区の場合、高齢者相談センターという名前で、本所4か所、支所25か所という体制で実施していた。

本年4月に体制を再編強化し、地域包括支援センター25か所という体制に切りかえを実施した。

その切りかえに伴う設定作業は、設定作業に実施可能な期間が限られており、4月中旬のみ作業可能であることから、契約を分けて進めた。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**●案件8**

練馬区立石神井東小学校ほか1校屋内運動場空調機設置等設計業務委託  
練馬区立石神井小学校屋内運動場空調機設置設計業務委託

**（事務局）**

区では、これら3校分を含め、平成31年度から概ね10年間で全区立小中学校の体育館に空調設備を設置することとしている。

なお、全区立小中学校の体育館に空調設備を設置することについて、区は、平成30年2月に公表を行った。

石神井東小学校ほか1校の屋内運動場空調機設置等設計業務委託は、練馬区物品買入れ等の入札参加資格に関する要綱に基づき、予定価格300万円以上1千万円未満の案件であるため、6社を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、予定価格以内、最低制限価格以上で最も低い金額で札をいれた株式会社テクノ工営が800万円（税込864万円）で落札したものである。

練馬区立石神井小学校屋内運動場空調機設置設計業務委託は、株式会社教育施設研究所を指定する特命随意契約を行った。指定理由は、業者指定理由書をご覧いただきたい。

本件は、平成31年に予定されている「練馬区立石神井小学校校舎改築工事」において、屋内運動場に空調機を設置するための追加設計である。改築計画に追随した工程管理や受変電設備設置に関する部分の実設計の修正、室外機置場の設置に伴う災害用給排水設備などとの調整を含め、既存の実設計と整合のとれた綿密な設計が求められる。

当該事業者は、平成29年6月から平成30年7月末までを履行期間とする「練馬区立石神井小学校校舎等改築等実施設計業務委託」を受託した事業者である。

これらのことから、本件設計業務の履行に当たり、校舎改築工事の内容に精通し、かつ条件を満たすのは当該事業者が唯一の事業者であるとしたものである。

したがって、本件は、校舎改築工事の実設計委託後に空調設備を屋内運動場に設置することが決定されたことから、当初契約に組み込むことができなかった経緯もあり、当該事業者と特命随意契約を行うこととしたものである。

**（委員）**

選定理由としては同一の内容の契約であるが、三つの小学校であり、全く別の設計業務であるのか。

**（施設整備課長）**

別である。

**（委員）**

石神井東小学校ほか1校の設計業務ですが、予定価格はいくらか。

**（事務局）**

（資料の記載場所を案内）

**（委員）**

石神井小学校は、空調設置の決定する前に設計委託を発注し、石神井東小学校ほか1校は、空調設備を入れた後に発注したという違いか。

**（施設整備課長）**

その通りである。

**（委員）**

石神井小学校の設計委託について、受託者の決定方法は、見積り合わせであるのか。

**（施設整備課長）**

改築工事の設計は入札である。

**★委員会最終意見**

適正に執行されている。

**■平成30年度前期入札契約手続きの運用状況等の報告について**

**（事務局）**

→資料7、8および9に基づき説明

**（委員）**

資料9の指名停止を受けた業者から、引き渡しを延期した理由の説明は受けているのか。

**（施設整備課長）**

本校舎は鉄骨造であり、工事で二つ遅延の理由がある。

一つは、鉄骨の製作工場が途中で操業停止せざるを得ない状況に陥ったことにより、別の鉄骨工場を探していたため、約1か月半ほどの後期の遅延となった。

もう一つは、鉄骨を建てる際に、鉄骨の柱を鉄筋コンクリートの基礎に結合するために、アンカーボルトという部材を使用する。そのアンカーボルトの位置が、施工不良により若干ずれてしまったことにより、その部分の修正等に1か月半ほど時間を要した。合計3か月ほどの工期の遅延が起きた。

**（経理用地課長）**

当初、I期工事が完了して、新校舎への引っ越しを冬休みに予定していたが、それができず、春休みに引っ越しになったことで、学校運営に大きな支障が起きた。それらも含め、指名停止の措置をとった。

**（経理用地課長）**

→資料10に基づき説明

■その他

**（事務局）**

次回の開催日程は、来年7月予定。